報告第２３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年１２月４日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

専決第１７号

訴えの提起について

標記の件につき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１２月３日

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

１　相手方　[redacted]

２　事件名　車両撤去土地明渡等請求事件

３　事件の内容

相手方は、駐車場（八幡浜市[redacted]駐車場駐車区画[redacted]番。以下「駐車区画」という。）の定期駐車使用料を長期にわたり滞納し、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、これを支払わなかった。このため、債務不履行により駐車区画に係る定期駐車使用契約（以下「契約」という。）を解除したが、その後も車両を駐車し、駐車区画を不法に占有している。

よって、相手方に対し、車両撤去土地明渡等請求の訴えを提起するものである。

４　請求の趣旨

⑴　相手方に対し、車両を撤去し、駐車区画の明渡しを求めるもの。

⑵　相手方に対し、未払定期駐車使用料合計７８，７５０円及び契約を解除した後の平成３０年１１月１日から明渡済みに至るまで、１か月金５，２５０円の割合による金員の支払いを求めるもの。

⑶　相手方に対し、訴訟費用の支払いを求めるもの。

５　管轄裁判所　[redacted]裁判所